

令和8年度 公共用水域及び地下水の水質の 測定に関する計画(案)について

R8.1.16

環境審議会生活環境部会

目次

1 公共用水域及び地下水等の水質調査の概要

- (1) 水質汚濁防止法
- (2) 公共用水域の測定
- (3) 地下水の測定
- (4) 測定結果



2 令和8年度の測定計画(案)について

- (1) 令和8年度測定計画の概要
- (2) 令和7年度からの主な変更点





1 公共用水域及び地下水等の 水質調査の概要



1-(1) 水質汚濁防止法

第15条(常時監視)

知事は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならない

第16条(測定計画)

知事は、毎年区域内の公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画を作成するものとする

第17条(公表)

知事は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を公表しなければならない

水質の汚濁の状況を常時監視するため、測定計画を作成し、測定結果を公表

毎年、公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画を作成

R8計画

37河川75地点

底質8地点

9海域31地点

底質1地点



地下水
15市町
38地点

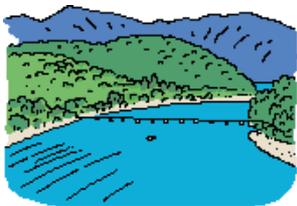
画像出典：
とくしまの河川と海岸、とくしま水紀行50選

○測定機関

国土交通省、徳島県、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、美馬市、北島町

○測定項目

環境基準項目（生活環境項目、健康項目）、その他（環境基準対象外）



1-(2) 公共用水域の測定

類型指定と合わせて設定された環境基準点及び補助点、それ以外の補助点で実施

37河川(75地点)

吉野川、旧吉野川、撫養川、今切川、新町川、勝浦川、神田瀬川、那賀川、桑野川、岡川、打樋川、福井川、椿川、日和佐川、牟岐川、海部川、母川、穴喰川など

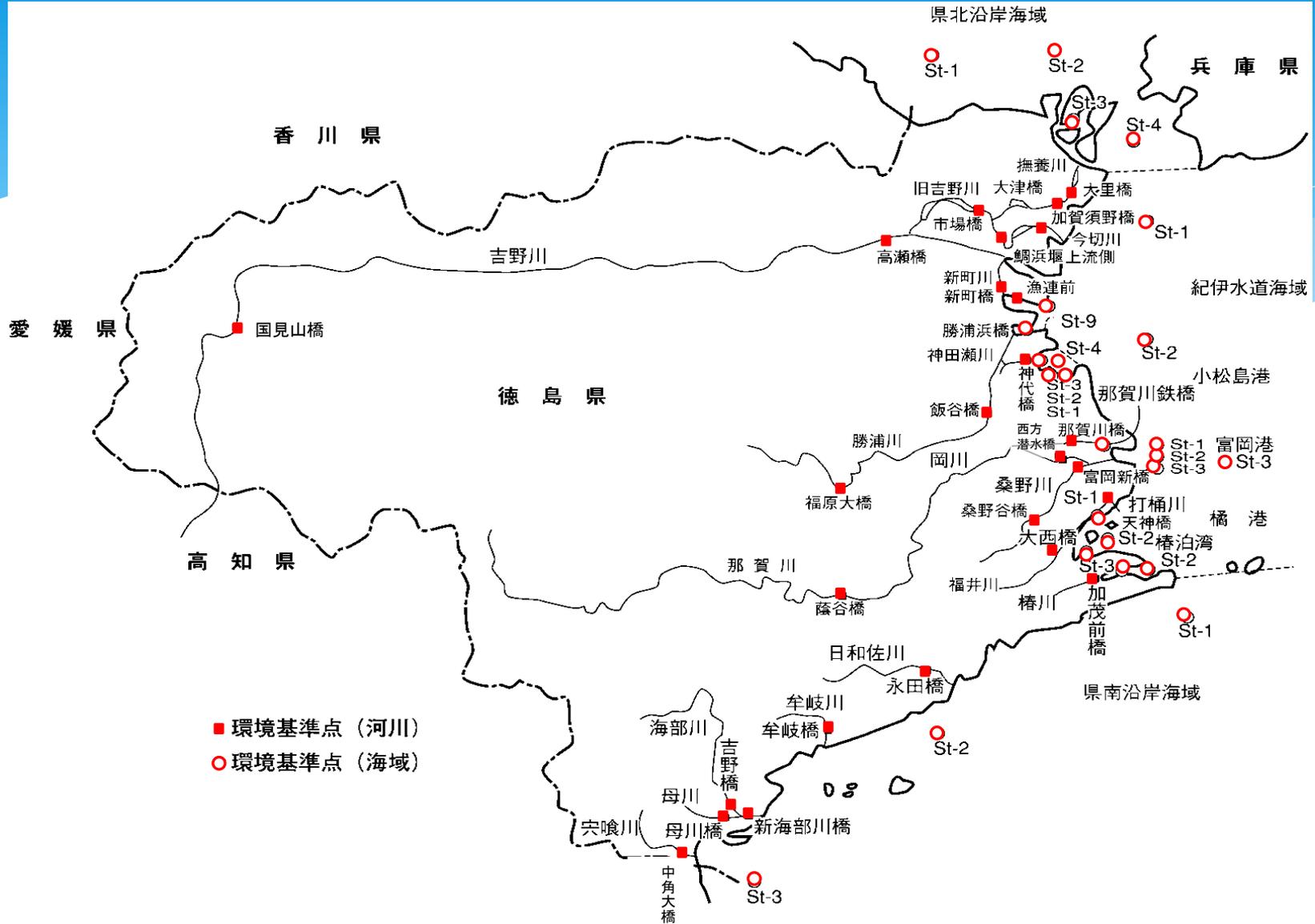
9海域(31地点)

県北沿岸海域、紀伊水道海域、県南沿岸海域、勝浦川河口、小松島港、那賀川河口、富岡港、橘港、椿泊湾

一部の地点では底質も測定



環境基準点の分布





1-(3) 地下水の測定

市町村や井戸所有者の協力を
得て、3種類の方法で、実施

概況調査(定点方式)

利水的に重要な地域等において、毎年同じ
地点で経年変化を把握

概況調査(ローリング方式)

毎年地点を変え、新たな地下水汚染を発見
する

継続監視調査

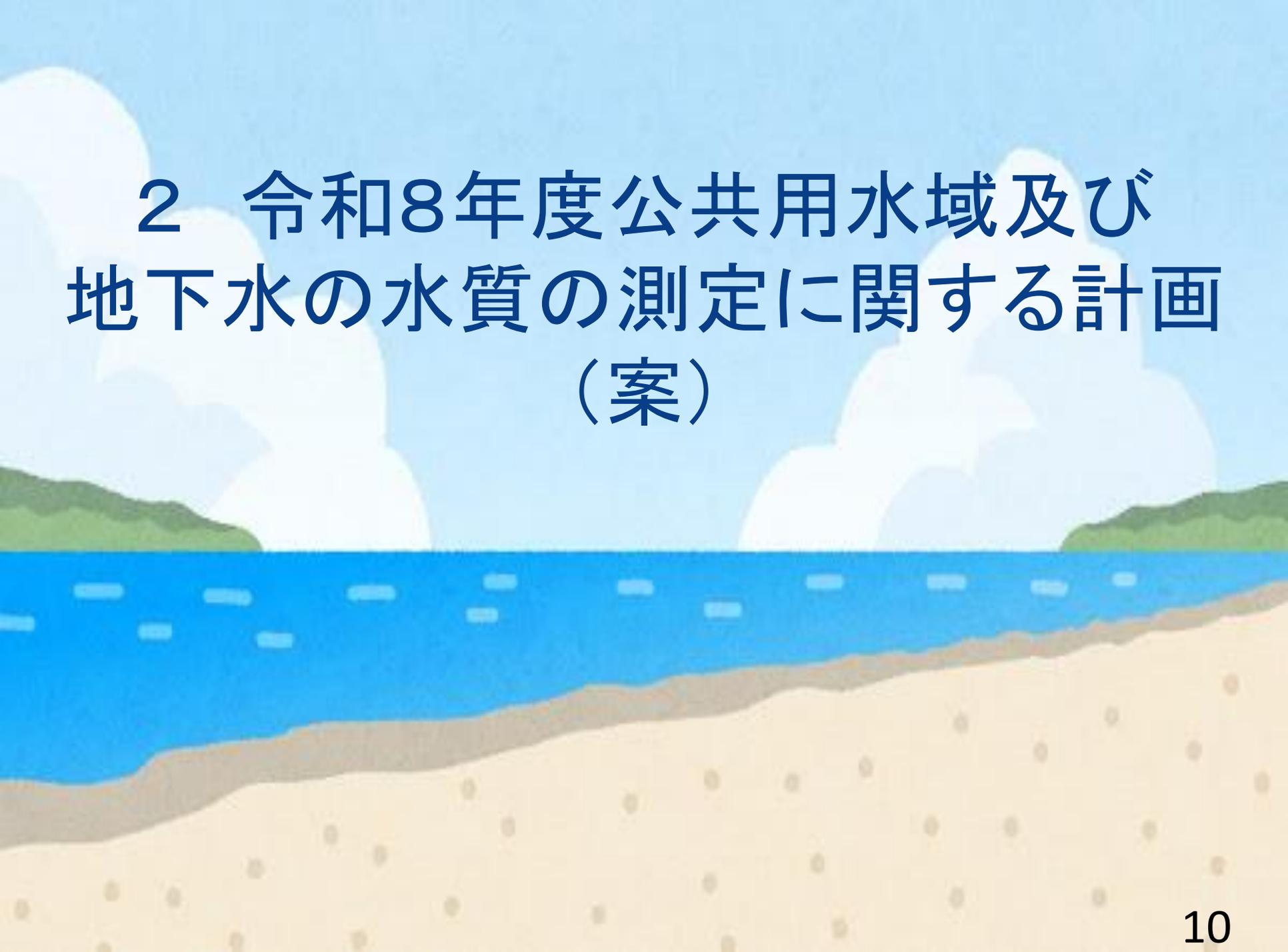
過去に環境基準の超過が見られた地点を
対象に、その後の経過を観察

1-(4) 結果の評価

令和6年度の水質測定結果の概要

徳島県ホームページ、環境省水環境総合情報サイトに詳細を掲載

- 本県の令和6年度の水質は、概ね良好な状況
- 河川・海域の環境基準__達成状況
 - ・BOD 河川 26水域中25水域(達成率96%)
 - ・COD 海域 11水域中10水域(達成率91%)
 - ・健康項目 全地点(達成率100%)
- 地下水の環境基準__不適合状況
 - ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
継続監視調査 3地点
(鳴門市1地点、吉野川市1地点、東みよし町1地点)
※飲用には使用していない



2 令和8年度公共用水域及び 地下水の水質の測定に関する計画 (案)

公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画

1 基本方針

徳島県内の河川や海域、地下水の水質状況を正確に把握し、柔軟かつ適正な対策を講じるために、地域性や季節性を考慮した水質測定計画を策定

◆県全域の水質状況の把握

⇒ 国・市町村と協議し測定地点を決定

◆地域性を考慮して測定地点を変更

◆計画に定めのない事項についても柔軟に対応

⇒ 年度途中でも必要に応じて追加で測定を実施

【測定機関】

国土交通省、徳島県、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、美馬市、北島町

2 測定地点

県民の安全安心を確保するため、令和8年度は144地点(13,504検体)で調査

環境基準対象:41項目 環境基準対象外:51項目
項目及び頻度について、令和7年度から一部変更

37河川75地点

底質7地点

9海域31地点

底質1地点

地下水

15市町村38地点

2-(1) 令和8年度計画

詳細は資料2-1参照

13 測定計画表
(1) 河川水質測定計画表

「・」の地点は環境基準点

pH,DO,BOD,SS

水系名	河川名	環境基準	測定地点	地点番号	年間測定回数	測定月	生活環境項目																	
							生活環境項目	生活環境項目	生活環境項目	生活環境項目	生活環境項目	生活環境項目	生活環境項目	生活環境項目	生活環境項目	生活環境項目								
吉野川	上流A 生物A	・国見山橋	001-02	12	1	毎月	12	12																
				6	1	5, 7, 9, 11, 1, 3月				6	6													
				2	1	7, 1月			2															
				1	1	5月																		
				1	1	9月																		
				1	1	11月																		
				1	1	8月																		
				1	1	10月																		
				脇町潜水橋	002-51	12	1	毎月	12	12	12													
						4	1	5, 7, 11, 1月			4	4	4	4	4									
	・高瀬橋	002-01	12	1	毎月	12	12	12	12	12	12	12	12	12										
			2	1	5, 11月											2	2	2	2	2				

「吉野川上流」の環境基準点「国見山橋」ではpH,DO,BOD,SSを毎月測定する

2-(2) 令和7年度からの主な変更点 (公共用水域)

河川

○測定地点のローリングによる変更

徳島県：要監視項目（揮発性有機化合物等36物質）

※人の健康や生態系への環境リスクはあるものの
比較的大きくない、または、知見の集積をする物質

→ うち10物質 2年で地点を変えながら測定

R7 撫養川(大里橋)、 → R8 神田瀬川(神代橋)、
福井川(大西橋)、 日和佐川(永田橋)
母川(母川橋)

2-(2) 令和7年度からの主な変更点 (公共用水域)

河川

○「PFOS及びPFOA」とは

ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び
ペルフルオロオクタン酸(PFOA)

※出典：
環境省ホームページ
有機フッ素化合物
(PFAS)について

- ・金属メッキ処理剤、泡消火薬剤、フッ素ポリマー加工助剤などに主に使用
 - ・難分解性、高蓄積性、長距離移動性があり、環境中に残留
 - ・日本でも、既に製造・輸入等が原則禁止
 - ・人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性
 - ・口からの摂取が主
 - ・触れば直ちに体調崩すものではなく、体重1kgあたり毎日20ngまで悪影響なしと推定
- カーペット等のPFOAについて、懸念するレベルにないとのリスク評価あり

2-(2) 令和7年度からの主な変更点 (公共用水域)

河川

○「PFOS及びPFOA」とは

ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び
ペルフルオロオクタン酸(PFOA)

※出典：
環境省ホームページ
有機フッ素化合物
(PFAS)について

- ・金属メッキ
 - ・難分解性、
 - ・日本でも、
 - ・人の健康や
 - ・口からの摂取
 - ・触れば直ちに体調崩すものではなく、体重1kgあたり毎日20ngまで悪影響なしと推定
- 他県において、河川・地下水等でPFOS、PFOAの暫定目標値を超過(新聞などでも広く報道された)
- 徳島県においても、河川と海域を調査
- に主に使用
- カーペット等のPFOAについて、懸念するレベルにないとのリスク評価あり

2-(2) 令和7年度からの主な変更点 (公共用水域)

河川・海域

○「PFOS及びPFOA」の測定を強化 河川と地下水を合わせて10検体へ

- ・河川環境基準点を一巡
指針値(50ng/L)を大幅に下方かい離
→河川は継続して県下全体を調査
- ・海域1地点の検査を実施
指針値(50ng/L)を大幅に下方かい離
全国的に海域での検出は少ない
→海域は対象から外す

地下水に注力
7検体

2-(2) 令和7年度からの主な変更点 (公共用水域)

河川・海域

【実証事業】

- ・瀬戸内海の栄養塩(窒素)不足によるワカメの色落ち等が問題
→企業が排水中の窒素濃度を高め、近隣海域の窒素濃度上昇を図る実証事業がスタート
- ・徳島県は周辺の水質モニタリングを強化する
→海水中の栄養塩に加え、微生物も増えたのか知りたい

○ 微生物の成分「クロロフィルa」

- ・富岡港St-2、4、6、紀伊水道海域St-3の測定頻度を増加
奇数月→毎月へ



2-(2) 令和7年度からの主な変更点 (公共用水域)

河川・海域(底質)

○底質測定地点のローリングによる変更
(毎年見直し)

徳島市:R7 勝浦川(飯谷橋)

→R8 勝浦川河口(勝浦浜橋)

2-(2) 令和7年度からの主な変更点 (地下水)

地下水

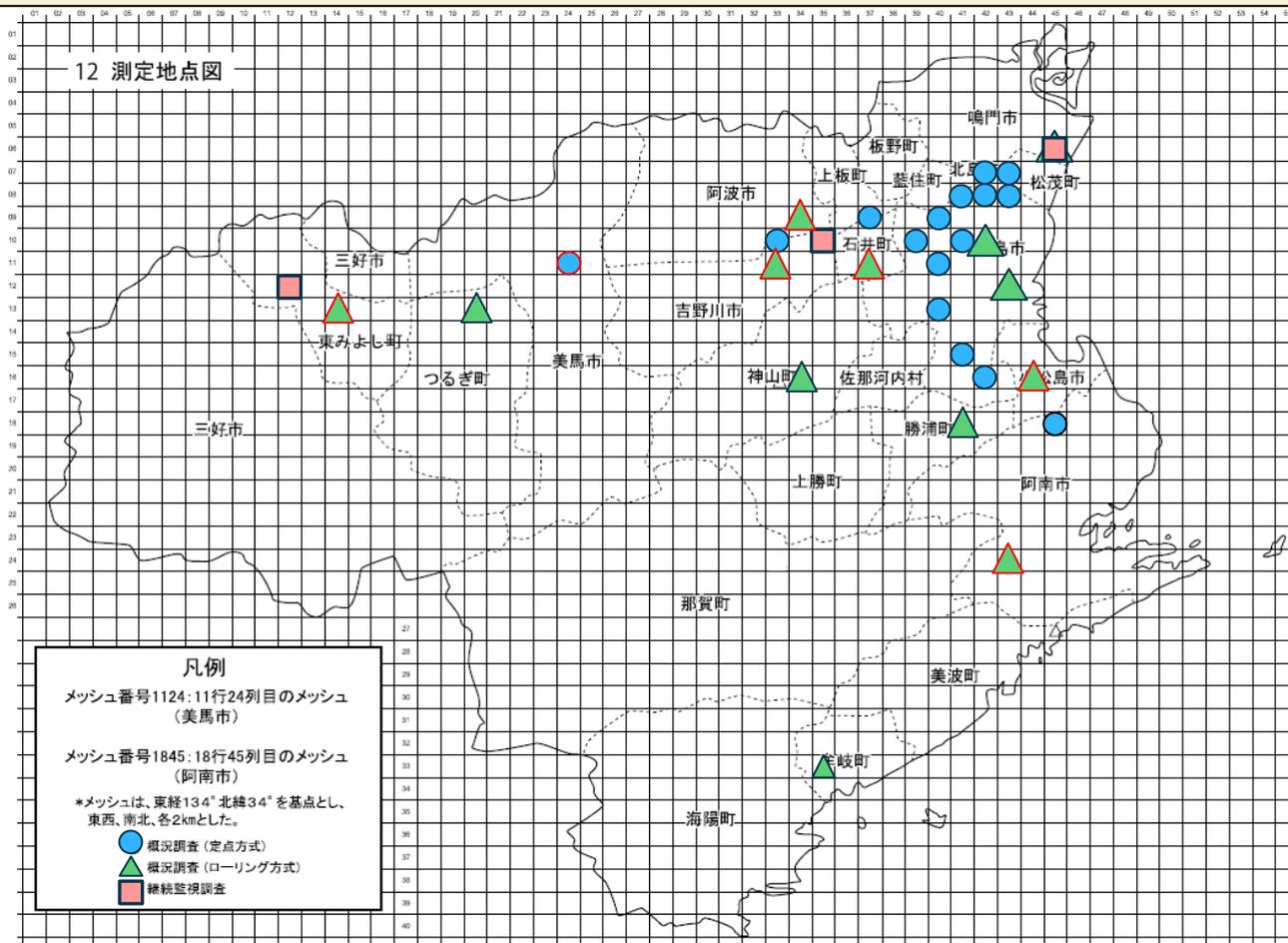
○「PFOS及びPFOA」測定強化

- ・「PFOS及びPFOA」測定地点の追加 7地点
小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、
石井町、美馬市、東みよし町
- ・井戸の使用が多く見込まれる地域を対象
(他地域についても順次測定する)



2-(2) 令和7年度からの主な変更点 (地下水)

地下水の採水地点



※PFOS及びPFAS
は赤線の○や△
の場所で測定

公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画

地下水から高濃度のPFOS等が検出された場合など、
環境監視を強化する必要性が生じた場合には、
改めて周辺調査の地点や頻度を検討し、
重点調査を行う。

